

主催：(一社) 埼玉労働基準協会連合会
(登録事業者) 番号 T6030005000549
(登録教習機関) 登録番号 271
共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
(受付・収納代行事業者)

(熊谷会場) 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 開催の案内

労働安全衛生法第14条により、特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、又は取り扱う作業については、作業主任者を選任し、その者に特定化学物質・四アルキル鉛等による障害又は中毒を予防するための作業方法の決定、労働者の指揮等の職務を行わせなければならないことになっています。当連合会は、埼玉労働局長登録教習機関として各種資格取得講習を実施しており、地区協会の協力のもとに標記講習を下記要領により実施致します。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願い致します。

記

- 1 日 時 11月10日(火) 学科 9時25分～17時 (受付開始9:10分)
11月11日(水) 学科 9時20分～18時10分 講習修了後に試験を実施
- 2 講習会場 行田市商工センター 行田市忍2-1-8 (秩父鉄道行田市駅南口下車 徒歩約6分)
- 3 申込先 共催：(一社) 熊谷地区労働基準協会
〒360-0031 熊谷市末広2-119 ビックストンビル1階
Tel.048-525-1746 Fax.048-525-6506
- 4 講習人員 100名 募集締切り 10月30日(金) (最少催行数20名) (定員超過時はキャンセル待ち)
- 5 受講資格 満18才以上
- 6 講習科目 ①特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置
②作業環境の改善方法 ③保護具 ④関係法令
- 7 修了証 全科目を受講して所定の修了試験合格者には、修了証を交付します。
※欠席・遅刻・早退及び試験結果が基準に達しない場合は、未修了となります。
- 8 講習費用 15,400円 【内訳:受講料12,000円消費税1,200円、テキスト代2,000円消費税200円】
※支払いは振込でお願い致します。※納入いただいた講習費用はお返し致しません。
※申込み後のキャンセル及び別日時への変更はできません。ご了承うえお申込み下さい。
なお、都合がつかなくなった場合、締切日迄は連絡のうえ受講者の変更は可能です。
- 9 申込方法 まず申込書に必要事項を記入のうえ熊谷地区労働基準協会宛にFAXをお送り下さい。
協会はFAX受信後、記入項目を確認のうえ『受付通知票』をFAXで返信通知します。
『受付通知票』を受信後、協会宛に『申込書原本と返信用封筒(切手貼宛名記入)』を2週間以内に送って下さい。『受講票』は返信用封筒で送ります。印刷して当日提出して下さい。
『申込書原本』発送後、2週間後までに『受講票』が届かない場合は必ずお問合せ下さい。
請求書は申込者全員に発行します。
※受付は9時30分～16時まで(土・日・祝日及び昼休みの時間は受付できません)
- 10 振込先 埼玉りそな銀行 熊谷支店 普通 No.0804120
(一社) 熊谷地区労働基準協会 宛 (振込手数料はご負担願います)
※銀行発行の振込金受取書(振込明細書)を、領収書の代わりにさせていただきます。
※講習費用納入は9月30日～10月30日(金)です。期限内に必ず納入して下さい。
※期限迄に講習費用納入が確認出来ない時は、受講票は無効になります。
- 11 その他 (1) テキストは講習当日お渡しします。(2) 当日の代替者の出席受講は認めません。
(3) 講習中は全ての電子機器類は使用禁止です。違反行為者は退場していただきます。
(4) 昼食は各自でご用意下さい。会場での飲食可。講習中はマスク着用をお願いします。
(5) 商工センター駐車場50台(8時開門)が満車の場合は、徒歩約5分の『行田市役所及び行田市産業文化会館の駐車場』をご利用下さい。